

★環境推進課 ☎ 25-1172、★支所環境産業課 ☎ 72-1334

ごみ捨てにマナーの心を ～その捨て方に困っている人がいます～

不法投棄や、ごみ出しのルールを無視した違反排出に困っている、という相談が数多く寄せられています。


不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役または1,000万円（法人には3億円）以下の罰金が科せられる犯罪行為です。市では、パトロールを行い、特に悪質な不法投棄を発見した場合には、警察の協力のもと現場確認や捜査依頼を行っています。

不法投棄は絶対に行わず、適切な方法で処分してください。

◆不法投棄をさせないために

不法投棄は、次のような場所が標的となる傾向があります。投棄した者が見つからない場合、管理者責任によって自ら処分をしなければならなくなります。このような被害を防ぐために、土地所有者が適切に管理して、不法投棄されない環境を作ることが重要です。

標的になる場所	防止策
人通りが少ない場所	人が勝手に入れないように、周囲に柵などを設置する。こまめに足を運ぶ。
雑草などが繁茂した土地	日頃から草刈りや木の枝のせん定を行い、清潔にしておく。
すでにごみが捨ててある場所	ごみを長期間放置しない。近隣の方と協力し合い、不審者や見慣れない車等に注意する。



廃棄物の野外焼却（野焼き）は禁止です

庭先や空き地などで、ごみを燃やすことは、煙やにおい、灰の飛散などによって近隣の迷惑になります。また、有害なダイオキシン類が発生し、健康に害を及ぼす可能性もあり法令で禁止されています。

農林業を営むためにやむを得ない場合など、例外として認められるものもありますが、周囲の方から煙やにおいの苦情が出た場合は、速やかに焼却の中止をお願いいたします。

生活環境をより良くするため、皆さん一人ひとりの取組が大切です。ごみは家庭で焼却せず、認定ごみ袋に入れて収集場所に出すなど適正に処理するようお願いいたします。

★環境推進課 ☎ 25-1173
3、支所環境産業課 ☎ 72-1334

集団資源回収予定表 <古紙類・缶類> ※天候等で変更になる場合もありますので、各団体にご確認ください。

回収場所	日程	時間	問合せ先
アスピーアこだま	11月6日(日)、12月4日(日)	午前9時～11時	ハートtoハート(佐久間さんち) ☎22-9300
市役所	11月20日(日)	午前9時～午後1時	
本庄南公民館 ※布類回収も実施	11月12日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2195

■令和4年8月分のごみの量 (可燃・不燃・有害・粗大)
 家庭系ごみ排出量 1,847.13t 1人1日当たりのごみ排出量 約766g 前年同月比 ±0g (±0%)
 事業系ごみ排出量 732.77t 1人1日当たりのごみ排出量 約304g 前年同月比 -13g (-4.1%)
 埼玉県の平均に比べ、家庭系のごみの排出量が多い状況にあります。生ごみの水切りや資源物の分別に加えて、家庭での食品ロス対策等を実践するなど、ごみの減量化・資源化に更なるご協力をお願いします。
 ※埼玉県内の1人1日当たりのごみ排出量は家庭系ごみが544g、事業系ごみが182g(令和2年度実績)

人生会議 始めてみませんか？

11月30日(いい看取り・看取られ)は、人生会議の日



○人生会議とは

人生会議とは、あなたの大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかを前もって考え、信頼する家族や友人と、医療や介護の専門職を含めて繰り返し話し合い、共有することです。



○元気なうちから考える

命の危険が迫った時に、約7割の人がこれからの医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなるといわれています。最期まで自分らしく安心して暮らしていくために、元気なうちから私たち一人ひとりが『人生の最終段階でのありたい姿』について考えておく必要があります。

○もしものときに

あなたにもしものことがあった時、信頼できる人が「あなたなら、たぶん、こう考えるだろう」とあなたの気持ちを想像しながら、医療・ケアチームと医療やケアについて話し合いをすることになります。あなたの信頼できる人が、あなたの価値観や気持ちをよく知っていることが重要な助けとなるのです。

★介護保険課 ☎ 25-1722

人生会議参考サイト



埼玉県地域包括ケア漫画



県HP



厚生労働省HP

11月は、いじめ撲滅強調月間

★埼玉県青少年課 ☎ 048-830-2907



いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、ひとりで悩まず相談・通報してください。

いじめ通報窓口
(県教育委員会)



※通報は匿名となります。相談については下記へご連絡ください。

いじめに関する相談

よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)
18歳以下の子ども専用 #7300 ☎0120-86-3192
保護者専用 ☎048-556-0874
☐ soudan@spec.ed.jp

子どもスマイルネット
(休日・年末年始を除く毎日 午前10時30分～午後6時)
☎048-822-7007

埼玉県警察少年サポートセンター
(平日午前8時30分～午後5時15分)
少年用・ヤングテレホンコーナー ☎048-861-1152
保護者専用 ☎048-865-4152

なんでも相談

埼玉いのちの電話 (24時間365日対応)
☎048-645-4343

さいたまチャイルドライン
(毎日午後4時～9時)
18歳以下の子ども専用 ☎0120-99-7777

こころの健康・人権の相談

埼玉県こころの電話 (平日午前9時～午後5時)
☎048-723-1447

こどもの人権110番
(平日午前8時30分～午後5時15分)
☎0120-007-110